

政策懇談会 地方分権改革検討委員会 設置要綱

平成20年 8 月28日制定

(設置)

第1条 第二期地方分権改革への対応について協議するため、政策懇談会に地方分権改革検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には総合政策部長を、副委員長には総合政策部次長兼総合政策課長を、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(部会)

第4条 委員会の下に、部会を置くこととする。

2 部会は、総合政策課政策調整監及び委員長の指名した者をもって構成する。

3 部会は、政策懇談会に付議される協議事項について調査・検討等を行う。

4 部会は、総合政策課政策調整監が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第5条 委員会及び部会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 8 月28日から施行する。

別表

市町	足利市長、栃木市長、佐野市長、大田原市長、那須烏山市長、下野市長、茂木町長、野木町長、都賀町長、那須町長、那珂川町長
県	(総合政策部長)(総合政策課長) 市町村課長、行政改革推進室長